

# 筑西市議会福祉文教委員会

## 会 議 録

(令和4年第3回定例会)

筑西市議会

# 福祉文教委員会 会議録

## 1 日時

令和4年9月13日(火) 開会：午前9時58分 閉会：午後 1時56分

---

## 2 場所

全員協議会室

---

## 3 審査案件

議案第52号 財産の取得について

議案第55号 地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款の変更について

議案第56号 地方独立行政法人茨城県西部医療機構の出資等に係る不要財産の納付の認可について

議案第62号 筑西市医師修学資金貸与条例の一部改正について

議案第63号 令和4年度筑西市一般会計補正予算(第4号)のうち所管の補正予算

議案第64号 令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第65号 令和4年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第66号 令和4年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第67号 令和4年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

---

## 4 出席委員

委員長	三澤 隆一君	副委員長	鈴木 一樹君				
委員	水柿 美幸君	委員	津田 修君	委員	真次 洋行君		
委員	仁平 正巳君	委員	三浦 譲君	委員	箱守 茂樹君		

---

## 5 欠席委員

なし

---

## 6 議会事務局職員出席者

書記 小倉 一希君

---

委員長 三澤 隆一

○委員長（三澤隆一君） それでは、ただいまより福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について、早速審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順序で、先に請願を1件審査していただき、その後執行部に入室していただき、財産の取得議案1案、地方独立行政法人議案2案、条例議案1案、補正予算議案5案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合は挙手を願います。

それでは、まず、請願第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」について審査を願います。

なお、請願提出者から説明と意見等の陳述があります。

また、この請願は意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付しております。

それでは、説明者の方、説明と意見等の陳述を簡潔にお願いいたします。

○請願提出者 おはようございます。ご紹介いただきました、私は請願者であります茨城県教職員組合で副委員長をさせていただいておる〇〇〇〇と申します。どうぞよろしく願います。

筑西市議会の議員の皆様には、本請願を毎年提出しておるわけなのですが、毎年ご採択いただいておりますことに対しまして、まずもって御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

また、筑西市では、今年度より就学時健診のほうを市で行っていただけることになったということをお聞きしております。こちらは教職員の働き方改革の上でも、県内で先駆けとなっている取組であります。現場の教職員はもちろん喜んでおりますし、組合といたしましても大変感謝しておりますのでございます。このことは、全県下に紹介をし、周知していきたいと思っている案件でございます。本当にありがとうございます。

では、早速本請願についてご説明をいたしますが、本日お配りさせていただきましたこちらの3枚にわたる資料のほうも併せて御覧いただければ幸いです。

初めに、教職員定数の改善ですが、具体的には教職員総数を増やすことを指しています。最も期待される効果は、教員が増えれば学級数も増え、1学級当たりの子供の数も減らすことができ、よりきめ細かい指導による教育効果が期待できることとございます。

また、今、教職員の働き方が問題視されておりますけれども、もちろん教員の負担を減らすことにもつながります。教員が増えるということですから。ご存じのように、義務標準法改正により、昨年度から小学校での35人学級を段階的に実現できました。さらには、中学校での35人学級、まだ法改正されていませんので、35人学級を願っているところです。

ただ、35人学級が実現しても、国際的な学級規模水準には依然として至っておらず、きめ細かい教育を行うためには、さらなる少人数学級の実現が不可欠でございます。そこで、まずは35人学級の実現、中学

校でのということをお願いしております。また、この35人学級、少人数学級は、教職員定数の改善が図られれば、必然的に実現していくものですので、表裏一体の関係となっています。

続いて、義務教育費国庫負担制度は、主に公立小中学校に勤務する教職員の給与費に関するものです。この制度により、給与費の3分の1を国が、残り3分の2を各都道府県が負担することになっています。このことにより、義務教育に対し国が責任を果たすと同時に、全国全ての学校に必要な教職員を確保し、都道府県間における教職員の配置基準や給与水準の不均衡をなくし、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られております。この制度も2005年の審議で廃止の危機を乗り越えた経緯もありますので、何としても堅持しなければならないということでの私たちからの請願となっております。

また、なぜ毎年出すのだというようなお声も耳にしますが、これらは国会での法改正がなければ実現できませんので、毎年全国の都道府県議会及び市町村議会から国に対し意見書を提出していただき、文部科学省予算にも反映させていくための請願の取組でございます。長年の取組のその成果として、先ほども触れさせていただきましたが、小学校での35人学級実現につながりました。義務標準法改正は、実に40年ぶりと長い年月を要しての改正です。また、義務教育費国庫負担制度についても、全国の議会の皆さんのお取り計らいにより堅持されているものと認識しております。

大変長くなりましたけれども、今年度も筑西市議会の皆さんのお取り計らいにより、ご採択をどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して質疑はございますか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 請願の中で、請願項目のところで2番目の加配教員の増員、少数職種の配置増ということが挙げられていて、筑西市でも明野で小中一貫校の施設一体型ができる予定ですので、先生が今よりも10人以上減ってしまうのですね。全くきめ細かな教育から見ると、学力に響くような状況です。

それで、この加配教員の増員、これはどのようにして増やしていくかというところが我々も知りたいところです。先生一人でも多く増やしてもらいたいと。

それから、少数職種の配置という部分は、ちょっとあまり聞き慣れないことなので、これについて説明をお願いします。

○委員長（三澤隆一君） 請願提出者、よろしいですか。

では、お願いいたします。

○請願提出者 ご質疑ありがとうございます。

加配のほうですけれども、まずは国からも加配の補助金が出ておりますけれども、さらにそれだけでは全く足りない。各県に10人ぐらいの規模しか回ってきませんので、それでは全然足りませんので、県教育委員会との交渉によって何とか増やしてくれということで交渉の際にお願いをしてやり取りをしているという状況です。やっぱりこれも法改正をして加配定数をもっと増やせというふうなことを文部科学省が言ってくれないことにはなかなか県としても財源が厳しいので、増えていかないのではないかなという思いがあります。

それから、後半の少数職種、確かに聞き慣れない言葉かなと思うのですが、例えば一人職と呼ばれる

ような養護教諭、それから最近新しく、この制度ができて17年になりますが、栄養教諭、今食育ということで大変世の中では重要視されている取組かなと思うのですが、今年度も文部科学省予算の上では、栄養教諭に対する予算がさらにアップされることになりました。そういったこともありますので、そういう方、養護教諭や栄養教諭の方々の配置増をと。例えば養護教諭は全小中学校に配置されております。中には2人配置というところもあるのですが、県内に650校ぐらいあるのですが、栄養教諭の配置は百四十数人です。1校に1人もいない。4校、5校を1人で見ているという状況です。ですので、1人が拠点校におり、そこに兼務する学校が何校かあって、そこに毎日のように、今日はA中学校、次はB小学校というように行ったり来たりをやっている。また、センター勤務もあるので、センターと学校を本当に行ったり来たりしなくてはいけないので、特に栄養教諭の方々が大変な苦勞をされているということです。すみません。長くなりましたが。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 加配の国の条件というのは、きめ細かくいっぱいあるのですね。この間勉強させてもらいましたけれども。それらを一つ一つの基準を上げてもらいたいのはやまやまなのですが、具体的なところから突破口をつくっていくというような要望の仕方も大事ではないかなと。我々現場サイドから見ると。そういうことがあります。特に筑西市の場合、さっき言ったように小中一貫校、ここで加配されるというのは、統合に当たって加配されるのは1人とか2人とか、その程度なのですよ。これではもう10人以上減るのに1人追加では話にならないです。やっぱりこれは県教育委員会もやっぱりある程度財源出して、地元を守るという姿勢になってもらいたい。もちろん国からの財源ももちろん出してもらいたいですけれども。その辺を、今1人とか2人とかというレベルではなくて、もっと増やさないと全然間に合わないよというところの具体的な攻め方ですね、行政に対する攻め方。こういうのをぜひ組合としてやってもらいたい。うちの教育長も県には要望すると。熱心な教育長ですから、要望すると議会でちゃんとはっきり言っています。だけれども、壁は厚いですからね。特に小中一貫校、これからまたできるとなれば、そっちにも影響するし、大事な問題なので、突破口をぜひその辺からつくっていただきたいというふうに思います。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員、これは回答必要ですか。

○委員（三浦 譲君） 当事者としてどういうふうに。

○委員長（三澤隆一君） では、請願提出者、お願いいたします。

○請願提出者 大変お心強いお言葉ありがとうございます。今のことを私どものほうも参考に、執行部で策を練って対応していきたいと。さらにやっていきたいと思います。本当にありがとうございます。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） ほかに何かございますか。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 働き方改革という言葉が出て久しくなりますけれども、今現在教職員の定数については、現場の先生方は現実に少子化が進んでいるにもかかわらず、デジタル化の業務が拡大していて、教員の半数は勤務時間が非常に超過していて、サービス残業のような苛酷な労働条件で今働いているのが現実です。しかも精神疾患による休職者が約5,000人の高止まりをしているのが現実です。ですから、教職

員の定数は増やしていかないと、幾ら少子化といっても、憲法に保障された誰もがどんな条件でも均等に教育を受けられるという条件にそぐわなくなってしまうので、ぜひこれは私は紹介議員として申し添えておきます。よろしくお願いします。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ご説明ありがとうございます。まず、私も最近議員になったので、そもそも何で少子化なのに教職員が足りないのかということも少し疑問でありますし、今、仁平委員がおっしゃったように、教職員の働き方が非常に苛酷だということで、成り手がいないのか、あとは教職員を増やそうと思っても、その免許を持っている人もどれだけいるのかとか、募集してもそういう人がいなくては増えてこないのではないかなと思うのですが、そちらのほうのアプローチというのはどうなっていますか。

○委員長（三澤隆一君） 請願提出者、お願いいたします。

○請願提出者 ありがとうございます。アプローチというか、これも県教育委員会のほうには再三再四、採用方法、それから我々の条件ですね、勤務条件、こういうのを改善していかなければ、今おっしゃられたように人は集まりませんよと。苦肉の策で、一昨年度からでしたか、他会場に、茨城県だけではなくて、東京都と名古屋市と大阪府に会場を設けてやったり、今年はさらに福岡県のほうまで足を伸ばし、5会場にして、倍率は若干上がりましたが、結果的には付け焼き刃的な対応で、今までも他県から採用された方もおりましたが、やっぱり茨城県は結構受かりやすかったのを受けてみた。でもやっぱり地元、懐かしいな、帰りたいなといって、慣れてきた頃に帰られてしまう方もおります。そういったこともあるので、他会場を設けてやっても、結果的には別な会場、日程が、茨城県の受験が早くて、ほかの会場は遅いので、別なところで受かってしまうとそちらに戻ってしまうというような例もあるので、1次の試験の倍率だけ見て上がったといっても、結果的には変わっていないというふうな、たかだか2倍ぐらいの倍率ではどうにもならないと。2人に1人で1人受かってしまうのですから。やっぱり教員の質を上げるためには、倍率を8倍とか、過去のように10倍を超えるような倍率にしていかないとレベルは上がっていかないですよ。そして、大してなりたくもないのになってしまったなんていう教員もいて、耐えられなくなって辞めるとか、そういった悪循環を繰り返しております。

定年の方も今ピークが大体終わってくるのですが、退職者と採用者を同じぐらいの人数しか採らないので、どうしても人数が見切り発車で定員に満たないで発車している学校さえあるというふうな、だから担任は講師が初めからやっているとか、そういうふうな状況で、お辞めになった方がいると、下手すると教頭まで担任をしているとか、そういう学校も出てくるという状況です。うまい答えにはなっていないのですけれども、手だてというのは、そういうことを県教育委員会には言って、採用条件を何とか、給料もそうなのですが、手当とか、そういったものも含めて交渉の中ではお願いをしているというところでございます。すみません。答えになっていないかもしれませんが。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ありがとうございます。そうすると、何か人数を増やせと人数だけの問題ではなく、根本的な教職員の方の働く環境とか、魅力的な職場にしていかななくてはいけないという問題も非常に訴えていかななくてはならない。それで働き方改革というのがありますけれども、人口も減っていますし、学生から働こうと思って何を選ぶかという、昔はたくさんいたけれども、今はどんどん少なくなっている、そういうところでも何か意見書に入ったほうがいいような気もしました。これは私の意見ですので。

○委員長（三澤隆一君） ほかに何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、ないようですので、ご説明ありがとうございました。

それでは、説明者の方はご退席願います。ありがとうございます。

〔請願提出者退席〕

○委員長（三澤隆一君） それでは、請願第1号について協議を願います。

ご意見等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） ないようですので、これより採決いたします。

請願第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本件は採択と決しました。

なお、本請願は、意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出することになります。その際、「提出者」を委員長の私とし、「賛成者」をただいま賛成いただきました、委員の皆様といたします。

意見書（案）の内容につきましては、お手元にお配りしてあるとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） ありがとうございます。

以上で請願の審査を終了いたします。

参加者の報告用紙ですね、これを回収させていただきたいと思います。

それでは、執行部の入室を願います。

〔執行部入室〕

○委員長（三澤隆一君） それでは、各議案について、所管部ごとに審査してまいります。

初めに、保健福祉部です。

議案第55号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款の変更について」、審査を願います。

地域医療推進課から説明を願います。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） 地域医療推進課、仁平でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

着座にてご説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長、お願いいたします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） 議案第55号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款の変更について」ご説明いたします。

地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款を別記のとおり変更することにつきまして、地方独立行政法人法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の別記2ページ、3ページを御覧ください。今回の定款の変更でございますが、市が事業主体となって進めております旧筑西市民病院解体に伴いまして、法人設立時に基礎的財産としました旧筑西市民病院の土地及び建物の一部を市に納付するため、定款に掲載されております土地及び建物につきまして、

土地の面積の変更及び建物の削除をするほか、法人が実施しております業務の追加、その他所要の改正をするものでございます。なお、法人が旧筑西市民病院の土地及び建物の一部を市に納付することにつきましては、議案第56号でご説明いたします。

変更の箇所でございますが、2ページ、上から3行目、第15条、法人が設置し運営する病院等の名称及び所在地に、筑西診療所訪問看護ステーション、筑西市玉戸1658番地、筑西診療所居宅介護支援事業所、筑西市玉戸1658番地を加えます。

次に、これまで第16条第6号に、介護保険に関する業務を行うことと規定しておりました業務を詳細に規定するため、同条第6号、第7号をそれぞれ、第6号、介護保険法に基づく居宅サービスに関する業務を行うこと、第7号、介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務を行うことと改めまして、第8号、介護保険法に基づく介護予防サービスに関する業務を行うこと、第9号、前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うことを加えます。

最後に、別表第18条関係に掲載される土地、建物につきまして、納付後の状況に合わせまして土地の面積の修正及び建物の削除を行うほか、茨城県西部メディカルセンターの延べ床面積につきまして、錯誤の修正をいたします。

附則でございますが、この定款は、茨城県知事の認可のあった日からの施行とするものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 第16条のことなのですが、今までは介護保険に関する業務というだけで済ましていたわけですよね。今回は、さらにそれを細かくする意味というのはどういうところなのだろうかと。具体的に示すのは悪いことではないわけで、分かりやすくいいのですが、ただ介護保険というくくりでやったほうが、全てが入るわけで、今後変更があった場合にもそれに対応できるという意味にもなるので、何か細かくしなくてはならない規定とか、そういうのがあるのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

こちら最初の規定でございますが、設立時は委員の今おっしゃるとおり、介護保険に基づくという大きなくくりで作成していたのですけれども、県の指導などもございまして、業務を具体的に記録すべきというようなことがありましたので、今回定款の変更をするものでございます。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

議案第55号について討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決をいたします。

議案第55号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構定款の変更について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第56号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構の出資等に係る不要財産の納付の認可について」、審査を願います。

引き続き地域医療推進課から説明を願います。

仁平地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） 引き続きよろしくお願いたします。着座にてご説明させていただきます。

議案第56号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構の出資等に係る不要財産の納付の認可について」ご説明いたします。こちらは、地方独立行政法人法第42条の2第1項の規定によりまして、地方独立行政法人茨城県西部医療機構が出資等に係る不要財産を納付することにつきまして、市が認可するに当たり、同条第5項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

認可の内容につきましては、市が事業主体となって進めております旧筑西市民病院解体に伴いまして、地方独立行政法人法第6条第4項及び地方独立行政法人茨城県西部医療機構に係る重要な財産を定める条例の規定によりまして、法人設立時に基礎的財産としました旧筑西市民病院の土地及び建物のうち、重要な財産に該当する議案書記載の土地、筑西市玉戸字山ヶ島1658番地、面積2万9,687.81平方メートルのうち、2万2,186.81平方メートルを本市に現物により納付するものでございます。

なお、当該納付につきましては、地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会から認可することが適当であるとのことをご意見をいただいております。

また、この議案に関連しまして資料を提出しておりますので、御覧いただきたいと思います。資料では、1、旧市民病院の土地及び建物の出資について、2、不要財産の納付について、3、旧市民病院の土地及び建物の返納に対する現金補填についての3点対しまして、それぞれ法的根拠と理由を記載しております。一通り読み上げさせていただきます。

1番、旧市民病院の土地及び建物の出資について。法的根拠は、地方独立行政法人法第6条第1項となります。地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

(2)としまして、旧市民病院の土地及び建物を基礎的財産とした理由でございます。法第6条第1項の規定によりまして、法人設立時に市から法人へ土地建物等の現物及び現金の出資を行っております。当時電気や水道等のインフラ設備が旧病院本館を経由しまして筑西診療所に供給されていたため、筑西診療所が立地する部分の土地及び建物のみを法人に出資していた場合は、開院前にインフラの切り回し工事が必要となりまして、さらなる経費と期間を要することが見込まれました。また、旧病院内にあったエックス線一般撮影室は、引き続き診療所で使用する予定であったことから、診療所の開所のための施設の改修は最小限に抑え、筑西診療所の運営に必要なものとして敷地建物の全体を出資することとしたものです。

さらに、土地建物等の出資を行わなかった場合、それに見合う金銭の出資が必要となり、法人設立時の市からの現金支出を極力抑えることにもつながったと考えております。

2番です。不要財産の納付について。法的根拠は、地方独立行政法人法第42条の2第1項でございます。地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これ

を当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体に納付するものとする。

返納の理由としまして、筑西市が作成しました新中核病院整備基本計画におきましては、新病院の整備とともに、旧病院の解体をも含めた計画となっております。合併特例債や県補助金を活用して、旧病院の解体を市が実施するため、法第42条の2に基づきまして、法人から市に不要財産として納付を行うものでございます。

3番となります。旧市民病院の土地及び建物の返納に対する現金補填についてでございます。法的根拠でございますが、地方独立行政法人法第6条第1項及び第2項となります。

第1項は、地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

第2項は、地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができないとなっております。

(2)、現金補填を見込んだ理由でございます。不要財産の納付について定めております法第42条の2におきましては、返納に対する補填等の定めはございません。しかしながら、病院解体事業を検討しておりました令和2年度の時点では、法人の財務状況から純資産額がマイナスとなる債務超過の状態となることが見込まれたものでございます。

下の表を御覧いただきたいと思っております。法人の純資産額を表示しております。令和2年度の決算時でございますが、純資産額の残高でございますが、1億9,300万円余りということになっております。下の資本金、資本剰余金、繰越損失金の合計が純資産額というふうになっております。

返納による減少額というところでございますが、こちらが今回の土地及び建物等の返納によりまして財産が減ることになりますので、そちらを金額で反映させたということになります。

一番右側の返納後という太い枠で囲まれたところになります。この返納を反映させますと、純資産額がマイナスの1億1,300万円余りというようなことになります。このときに純資産額がマイナスとなるというふうなことになっているわけでございます。

債務超過となった場合には、法第6条第1項が規定しております「業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有している」とは言えず、同第2項におきまして、「地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない」と定められていることから、法第6条に基づきまして、返納に伴う減少分を補填するというふうなことを考えていたところでございます。

次のページからは、地方独立行政法人法、条文そのままの抜粋したものとなっております。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 現金補填について、どうもいまいまだすっきりいかないという部分で質疑するのですが、令和2年度時点では、これ現金補填が必要だと判断したというのは分かります。その後の現在、実際に返納する段階になって、基本計画と純資産が変わってきているのではないかなと思うのです。だから令和2年度時点で現金で補填する計画が、もし現在資産がこの計算によってプラスであれば、ある程度プラスであれば、現金補填をしなくてもいいというような変更があり得るかどうかということ。それがまず1つ。それは時間の経過によって、そういう変更があり得るかどうかということ。ただ、計画自体は、我々は変更何も聞いていないですから、現在も生きています。だから、現金補填をしなくてはな

らないということになるということなのかどうかというところがまず確認したいところです。

それから、その現金補填をするとしても、その時期はいつなのだと。交換というか、返納した時点で現金補填をしなければならないという計画なのか、それとも今までいろいろなところで説明されてきましたけれども、必要になったときに現金補填という形でやるのだということでもいいのか。つまり期限はないということでもいいのか。そうすると、期限がなくてもいいとするならば、必要がない。つまり純資産がプラスであれば、ずっと市は現金補填しなくて済むということになるのかどうか。その辺がちょっとすっきりまだ理解できないのでお願いします。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えします。

まず最初の、現在の法人の財務状況からご説明させていただきたいと思います。令和3年度決算におきましては、コロナの病床確保補助金などの収入による好影響もありまして、令和3年度におきましては黒字の成績が残せたということになります。これを反映しますと、茨城県西部医療機構の令和3年度末の純資産残高につきましては12億7,000万円ほど計上されているということになります。したがって、この12億7,000万円から今回の返納分の金額を差し引きまして、残高としましては8億円余りの残高が見込めるというような状況になりました。こうした状況もありますので、法第6条の業務を確実に実施するための資本その他の財産的基礎を現在是有していると考えておりますので、すぐに補填をしようという考えは、現在のところはございません。

次の補填の時期ということになりますけれども、純資産がこれもプラスであれば確かに委員のおっしゃるとおり、財産的基礎は有しているという判断がされますので、補填のほうは、基本的に経営に関しては不要になるという考えはしております。ですが、法人のほうで今後新たな事業などを検討しまして、財産の取得などをすることも考えられますので、そうした必要性が生じたときは、それを検討した上でということになりますけれども、補填をするというようなことは考えております。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） その最後のところがよく分からないのですが、市は出資団体ですから、茨城県西部医療機構のほうで何か新しいことをやるといった場合に、資本を出さなくてはならない立場だから、今回の現金補填にかかわらず出さなくてはならないのですよね。そうすると、今回の現金補填という考え方はもうチャラにして、もう何ら差し支えないのではないかなというふうに思うのです。それを生かしておいて、それを根拠として市がお金を出すというのでは、ちょっと返納と出資の関係が一体化されないうすよね。別々な目的でお金を出すということになるから、理屈上おかしいなというふうになってしまうのです。この辺はどう理解したらいいのですか。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

今回の不要財産の納付に関しましては、この根拠法令というのが地方独立行政法人法、先ほどご説明しました第42条の2というところになります。こちらで不要となったものについては出資団体に返納するというところが根拠となっております。一方、補填に関しましては、令和2年度末の時点では、返納を行った結果、純資産がマイナスのような状況も見込まれたということで、そうしますと、これは第6条を根拠

としまして、業務を確実に実施する財産的基礎を有しないというふうな状況に陥ることが考えられたということで補填というようなご説明をしてきたこととなりますので、この根拠とする法令が違っておりますので、今後財産取得に際しまして、市から出資を行うという場合であっても、その業務を確実に実施するための財産的基礎としての出資と。第6条による出資というふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そう理解して完全に間違いではないなというふうには思っているのです。ただ、今回現金補填の説明があったものですから、いつまでも義務が市のほうに残っていくのかどうかというところが疑問だったのです。もうその現金補填の義務はなくなると。なくする変更とか、そういうのがもしかしたら必要なのではないのかなと。そう説明されれば我々は100%すっきり納得できるのです。そういうふうにはならないのですか。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

補填は、先ほどご説明したとおり、第6条を根拠としておりまして、法人の業務の事項が確実にないというような状態になれば、それに対して出資団体として補填するというような意味合いとなりますので、仮に今回返納に対する補填ということではありませんというふうに切ったとしましても、将来的に、また法人の財務状況が逼迫すれば、その時点で何らかの補填なり出資なりを考えなくてはならないという状況にはなりますので、返納に対する補填というところは、切っていただいてもそれは構わないと思うのですが、将来的に経営状況を見ながら、また出資なり補填なりを考えていくということに関しましては、同じ状況が続くというふうに考えております。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） ちょっと最後に1つだけ確認、結局今回返納の義務は、今、市にはないということですよね。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） はい、そのとおりです。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

議案第56号について討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決をいたします。

議案第56号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構の出資等に係る不要財産の納付の認可について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第62号「筑西市医師修学資金貸与条例の一部改正について」、審査を願います。

引き続き仁平地域医療推進課長、お願いいたします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） 引き続きお願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

議案第62号「筑西市医師修学資金貸与条例の一部改正について」。本条例は、市内の指定病院で医師として勤務しようとする医学部生に対しまして修学に必要な資金を貸与することで、指定病院での医師確保に資することを目的としております。

初めに、主な改正理由でございますが、2点でございます。1点目は、修学資金の対象者の明確化でございます。2点目は、修学資金の貸与を受けた方の医師としてのキャリア形成に配慮しまして、返還猶予の要件を緩和しようとするものでございます。

改正の内容といたしまして、1ページ、下から9行目、第3条では、修学資金の対象者が大学院生を除きます医学部生のみであることを明確化しております。

次に、その下から2ページにかけまして、第11条では、基本領域専門研修よりさらに専門性の高い、サブスペシャリティ領域の研修を受けること、大学院への進学、留学など、医師としてのキャリア形成に配慮しまして、修学資金の返還猶予についての要件を緩和するものとなっております。また、この返還猶予でございますが、育児休業や介護休業の期間も含めております。

次に、2ページ、第12条は、返還免除のために必要な指定病院での勤務につきまして、現行の貸与期間の1.5倍に相当する期間が経過するまでに貸与期間に相当する期間を勤務したときとの条件を、貸与期間に一律5年の猶予期間と、やむを得ない理由により指定病院での勤務ができないと市長が認めた期間を合わせた期間が経過するまでに貸与期間に相当する期間を勤務したときと改めるものでございます。

次に、第13条は、第12条に第2項を加えたことによる修正でございます。

そして附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

なお、今回の条例改正につきまして、議案書とは別に条例改正案のイメージ図をご用意しましたので、御覧いただきたいと思っております。資料の上側にお示ししてあります前提条件、猶予（中断）条件、返還免除要件は、ただいまご説明しました内容を箇条書きにしたものでございます。それ以下の部分が大学卒業から修学資金の返還が免除されるまでのイメージとなっております。

左側から見ていただきますと、医師免許を取得しまして医学部を卒業しますと、2年間の臨床研修を実施し、その後、基本領域の専門研修へと進んでまいります。現行条例では、基本領域専門研修を終えますと、指定病院での勤務開始を想定しておりましたが、修学資金の被貸与者から、基本領域よりさらに専門性の高いサブスペシャリティ領域の専門研修を可能とするよう要望がございました。また、専門研修の制度自体も見直しがされておまして、基本領域とサブスペシャリティ領域の研修内容の一部を同時に履修する連動研修も可能な制度となっております。現行の規定のまま基本領域の研修を修了した後に勤務を開始した場合には、この研修を中断させることにもなってしまうものでございます。このため、今回の改正で猶予（中断）条件に加わるサブスペシャリティ領域の研修のほかに、大学院への進学、留学の期間が確保できますように、返還免除のための猶予期間の規定を見直しまして、現行貸与期間の1.5倍としております規定を、一律の5年間とやむを得ない理由により指定病院での勤務ができないと市長が認めた期間を合わせた期間とするものでございます。

さらに、指定病院に勤務し、これらの研修等に取り組み、勤務を再開することも可能な制度としております。条例改正によりまして、修学資金被貸与者が指定病院での勤務を開始する時期は、現行の規定より遅れはしますが、研修等により専門知識、専門技能を習得しました医師による医療が提供されることによるメリットは大きいものと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 非常に現実的な改正だと思います。県のほうでも修学資金をやっている、県のほうではどうなのですか、これほど細かい規定はないのかなと思うのですが。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

都道府県に関しましては、今回医療法が改正されて、キャリア形成プログラムというものの作成が義務づけられております。これは主に医師不足地域の解消などを目的としたというものになります。こちらの中で配慮事項としまして、医師のキャリア形成ですとか研修の中断、先ほど申し上げました育児休業などを考慮して中断することも可能な制度とするようにというような配慮事項も盛り込まれておりまして、県のほうではこちらに従ってプログラムの作成がされているようでございます。本市も都道府県とは違って対象にはなりません、同様の配慮はすべきと思ひまして、こちらの改正を議案提出するような経過となりました。

以上でございます。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

議案第62号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

それでは、これより議案第62号の採決をいたします。

議案第62号「筑西市医師修学資金貸与条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第63号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

それでは、健康増進課から説明を願います。

○健康増進課長（小里茂之君） 保健福祉部健康増進課、小里でございます。よろしくお願ひいたします。失礼ながら着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） 小里健康増進課長、お願いします。

○健康増進課長（小里茂之君） 議案第63号のうち、保健福祉部健康増進課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、7ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号2、事項欄、「筑西あけの元気館等複合施設指定管理委託（令和4年度物価高騰等対策補填分）」、期間、令和4年度から令和5年度。限度額、2,185万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これは、電気料金や燃料等の急激な物価の上昇を受け、当初の光熱費の予算に対して著しい影響を受けているため、指定管理料を増額し、指定管理者の事業運営を支援することにより、公共施設の安定を図るものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款18寄附金、項1寄附金、目4衛生費寄附金、節1衛生費寄附金、説明欄、衛生費寄附金100万円の増額をお願いするものでございます。これは、市内事業者からの新型コロナウイルス感染症対策への指定寄附金でございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開き願います。3、歳出についてご説明申し上げます。款4衛生費、項1保健衛生費、目4保健センター管理費、節10需用費、説明欄、保健センター管理経費につきまして97万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、下館保健センター及び協和保健センターの電気料金について、電力契約の変更及び原材料費の高騰による影響で電気料金等が上昇しており、不足が予想される分について増額をお願いするものでございます。

同じく節12委託料、説明欄、あけの元気館管理運営事業、指定管理委託料につきまして2,403万4,000円の増額をお願いするものでございます。あけの元気館等複合施設は、利用料金収入と指定管理委託料によって運営している施設でございますが、今年度は電気料金や燃料費等の急激な物価の上昇を受け、施設運営に影響が出てきている状況であると指定管理者より申出がありました。基本協定に基づき、指定管理者と協議を行った結果、当初の光熱費の予算に対して指定管理委託料を増額して、指定管理者の事業運営を支援することにより、公共施設運営の安定を図るものでございます。経費の明細でございますが、電気料金及び燃料費の当初予算から、支出見込額を差し引いた不足分を物価高騰等対策補填分として計上いたしました。この補填分の金額を上限として、令和4年度の指定管理委託料の増額をお願いするものでございます。

同じく説明欄、あけの元気館修繕事業、漏水調査委託料につきまして23万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、本年5月27日に局地的な大雨が発生した際、あけの元気館ホール天井部分から雨漏りが発生しました。今後の修繕方法を検討するため、事前に漏水調査が必要となりますことから、増額をお願いするものでございます。

以上が議案第63号のうち、健康増進課所管の補正予算の説明となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） あけの元気館の電気料、燃料費に対する補填ですよね。電気料が幾ら、燃料費が幾らという明細はあるのですか。

○委員長（三澤隆一君） 小里健康増進課長。

○健康増進課長（小里茂之君） お答えします。

電気料金につきましては、見込額2,787万3,126円、燃料費につきましては3,821万4,000円の見込額となっております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうすると2,400万円でしょう。2,400万円だと大幅に、どういうふう理解すればいいの。今の金額では。合計で2,400万円でしょう。

○委員長（三澤隆一君） 小里健康増進課長。

○健康増進課長（小里茂之君） 電気料金につきまして、当初予算では2,128万5,000円、燃料代につきましては3,541万5,000円を見込んでおりました。そのうち6月までの支出済額が625万6,099円、それから今後の見込額が2,787万3,126円となりまして、1,284万4,225円の電気料につきましては不足が生じてきてございます。

次に、燃料費でございますが、当初予算3,541万5,000円に対しまして、支出済額が839万1,240円、今後の見込額が3,821万4,000円となりまして、不足額が1,119万240円と試算してございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 電気料が高騰しているのは当然理解できますけれども、細かいことを言うようですが、あけの元気館では明るいのに平気で電気をつけていたり、ずさんです、管理が。一々利用者としてそういうのを指摘したくないので、直接は言わないのですけれども、日が短くなったり、日が長くなったり季節ごとに明るい時間って違いますよね。明るいのに電気つけておくのです、外の露天風呂でも。そういうずさんな管理をしていて、足らなくなったからよこせということでしょう。行政指導をちゃんとしなければだめだと思います。指定管理委託料年間1億5,000万円払っているのだから、そのうちで経営するのが指定管理者なのだから、これは野放しで、ただ足りなくなったからというのではなくて、きちんとその辺のところを行政指導、行政監査、私は監査委員ですけれども、必要だと思いますよ。逆に暗くなっているのに電気つけ忘れていたり、管理が非常に不十分です。それ再度、お答え結構です。行政指導をしてください。電気を無駄に使ってはいけませんということです。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

それでは、次にコロナワクチン接種対策課から説明をお願いします。

○コロナワクチン接種対策課長（百目鬼恵子君） コロナワクチン接種対策課、百目鬼です。どうぞよろしくをお願いします。着座にて失礼いたします。

○委員長（三澤隆一君） 百目鬼コロナワクチン接種対策課長、お願いします。

○コロナワクチン接種対策課長（百目鬼恵子君） 議案第63号のうち、コロナワクチン接種対策課所管の補正予算についてご説明いたします。

14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支

出金、項1国庫負担金、目4衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金、説明欄5、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金2億3,971万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、オミクロン株対応ワクチンの接種費用の財源とするものでございます。詳細は、歳出にてご説明させていただきます。

次に、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、説明欄14、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1億7,123万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、オミクロン株対応ワクチンの接種体制構築のための財源とするものでございます。詳細は、歳出にてご説明させていただきます。

次に、22、23ページをお開きください。3、歳出でございませぬ。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種事業4億1,094万9,000円の増額補正をお願いするものでございませぬ。これは、当初令和4年10月以降に予定され、まだ正式な通知は出ておりませんが、先日の自治体説明会においても、9月下旬より前倒しで接種を開始するよう示されましたオミクロン株に対応したワクチンの接種について、医療機関等に支払う接種費用や対象者への案内通知、接種券発送、コールセンターやインターネットでの予約受付などの体制構築に係る費用について増額をお願いするものでございませぬ。事業の実施に伴う経費については、全額が補助対象となりますので、増額補正に伴う市の負担はございませぬ。

説明は以上でございませぬ。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願ひませぬ。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ただいまの23ページの説明で、これは何回分接種、何回分の金額で、1回当たり幾らするのや。医療機関の先生に払うのって幾らなのや。それも知りたひ。

○委員長（三澤隆一君） 百目鬼コロナワクチン接種対策課長。

○コロナワクチン接種対策課長（百目鬼恵子君） 仁平委員の質疑にお答ひいたします。

こちら新型コロナウイルスワクチン接種事業、オミクロン株対応ワクチンの接種に当たりましては、今の国の発表では、オミクロン株対応ワクチンは1人1回ということで、1、2回目の接種を終えた方が全て受けられるようにということで、現在12歳以上の方が対象になっておりますので、約8万人ぐらい対象となっている、その1回接種分の金額になります。

次の質疑ですけれども、医療機関にどのくらいお支払いするのやという形なのやが、1人接種をしていただく、通常の診療時間帯に接種していただく形ですと、2,077円という形で接種料金が出ます。ただ、ワクチンというものは、国から無償で配送されますので、接種に伴う金額はそれに上乗せというや、ワクチンの金額は別になりますけれども、先生に、医療機関に払う、基本の平日に払うものは2,077円という形で、予診だけとなると少し額が違ひするけれども、接種をした場合は2,077円という形になります。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

津田委員。

○委員（津田 修君） オミクロン株のワクチン、どの会社のワクチンを注入するのやなということをお願いしたい。

それともう1つは、これちょっとあれかなと思うのだけれども、特に2年から3年ぐらい前から、日本

のワクチンということが大分騒がれたのだよね。新聞なんかも1か月後に出るとか、半年後に出るとか、こういう話が何回も出るのだよね。ただ、いまだに国産のワクチンというのは出ていないよね。その辺詳しい情報があったらお聞かせ願えればというふうに思います。それだけです。

○委員長（三澤隆一君） 百目鬼コロナワクチン接種対策課長。

○コロナワクチン接種対策課長（百目鬼恵子君） 1つ目の質疑にお答えいたします。

今回オミクロン株対応ワクチンという形で接種が認められているものは、ファイザー社とモデルナ社になります。

日本のワクチンについて、今回オミクロン株対応のワクチンは、その2社なのですけれども、日本の国産のといえますと、ノババックスというワクチンが武田社から出ておりまして、それは1、2回目の対応できるワクチンということで、数は少ないのですけれども、ワクチンが製造されております。認可されております。それは1、2回目のみという形になっています。

（「では、日本でもワクチンは開発できたということなのですか。私知らなかったものですから。結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） では、質疑を終結いたします。

ここで、1時間ちょっとたちましたので、暫時休憩したいと思います。

休 憩 午前11時 7分

---

再 開 午前11時15分

○委員長（三澤隆一君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど百目鬼コロナワクチン接種対策課長のほうから回答がありました内容について訂正があるので、お願いいたします。

○コロナワクチン接種対策課長（百目鬼恵子君） コロナワクチン接種対策課、百目鬼です。着座にて失礼します。

○委員長（三澤隆一君） お願いします。

○コロナワクチン接種対策課長（百目鬼恵子君） お時間を取って大変申し訳ありません。先ほどコロナワクチンの接種費用について、「2,077円」と私お答えしたのですけれども、「2,070円」ということで数字の間違えがありました。大変申し訳ありません。

○委員長（三澤隆一君） はい、分かりました。

それでは、次に地域医療推進課から説明を願います。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） 地域医療推進課、仁平でございます。引き続きよろしくお願いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） 議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」、一般会計補正予算のうち、地域医療推進課所管分についてご説明いたします。

議案書の16ページ、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、説明欄の56、地方独立行政法人茨城県西部医療機構設立団体納付金1億632万5,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは、茨城県西部医療機構の令和3年度決算におきまして10億7,765万7,180円の利益が生じたことに伴いまして、地方独立行政法人法第40条の規定に基づき、令和2年度から繰り越しました9億7,133万2,355円の損失を埋め、残余である1億632万4,825円を市に納付するものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、説明欄の旧筑西市民病院解体事業におきまして1,955万8,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは、旧筑西市民病院解体に伴う土壌汚染調査を行うための委託料でございます。こちらは、旧筑西市民病院敷地内の土壌を採取し、汚染の有無や汚染の状況を調査するものとなります。調査の対象範囲、土壌の採取箇所、分析の対象といたします有害物質の種類などは、この調査に先立って実施しました旧筑西市民病院敷地の土地利用履歴調査の結果を基に決定をしております。旧筑西市民病院の建屋内、汚水処理場、汚水配管の下、廃棄物置場は土壌汚染対策法に定めがあります第2種特定有害物質（重金属等）の汚染のおそれが多いと考えられること、また旧筑西市民病院北側に存在した変電施設は、PCBによる汚染のおそれが多いと考えられますことから、10メートル四方を1区画としまして分析を実施いたします。旧看護宿舎の建屋内、旧筑西市民病院の建屋内の南側及び東側は、汚染のおそれが少ないと考えられることから、30メートル四方を基本に区画を設定しまして分析を実施いたします。

なお、敷地西側の旧医師住宅、特別養護老人ホーム跡地につきましては、土壌汚染のおそれがないと考えられるため、調査の対象とはいたしません。調査の結果、土壌汚染が認められた場合には県に報告をしまして、その後の措置を協議いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 確認なのですが、1,955万8,000円の委託料の算出方法はということだったのでしたっけ。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

土壌汚染の調査でございますが、土壌汚染対策法に基づきまして調査の方法、区画の取り方ですとか、標本の採取の仕方などというのが既に決まっておりますので、そちらの方法に従って区画取りをしまして、標本採取、土壌分析をするというようなことになりました。積算の内容としましては、まず大きな金額を占めておりますのが土壌分析に係る費用でございます。今回対象となる面積が広いということもございまして、区画の数、つまり検体の数も増えるということになります。142検体、最終的には検体が出来上がりまして、そちらの分析をするというようなことになります。積算上、こちらで920万円ほど積算が上がっておりますということになります。また、現在病院の建物があります床などにつきましては、その床をくりぬいて

土壌を採取するというようなこともありますので、作業の工賃などもかさむというふうになります。そうした分析費用、それから採取の手数料などによりまして、1,900万円以上の委託料というふうになってまいります。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、医療保険課から説明をお願いします。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間でございます。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（三澤隆一君） 草間医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（草間 太君） 一般会計補正予算のうち、医療保険課所管の補正予算についてご説明いたします。

16ページ、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金、説明欄2、後期高齢者医療特別会計繰入金2,306万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、令和3年度後期高齢者医療特別会計の決算が確定したことによりまず一般会計繰出金の精算分でございます。詳細につきましては、議案第65号「令和4年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でご説明いたします。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目4国民健康保険事業費、節27、説明欄27、繰出金397万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、8月18日開催の全員協議会でご説明いたしました固定資産税の課税誤りによる還付に伴いまして、国民健康保険税におきましても還付金等が発生しますことから、国民健康保険特別会計繰出金より財源充当をするものでございます。詳細につきましては、議案第64号「令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」でご説明いたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、社会福祉課から説明をお願いします。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 社会福祉課の神奈川と申します。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長、お願いします。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 議案第63号のうち、社会福祉課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

7ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。上から3行目、番号3番、事項欄、「総合福祉センター等指定管理委託（令和4年度物価高騰等対策補填分）」でございます。期

間につきましては、令和4年度から令和7年度。限度額につきましては、621万1,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。詳細につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。

続きまして、20、21ページをお開き願います。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節12委託料、説明欄、社会福祉施設管理運営事業指定管理委託料683万2,000円の増額をお願いするものでございます。総合福祉センター等の施設につきましては、利用料金の収入と指定管理委託料により運営している施設でございます。今年度につきましては、電力契約の変更及び原材料費の高騰による影響により電気料金の急激な上昇、また空調用燃料等が高騰しておりまして、施設運営に影響が出ている状況であるとの指定管理者からの申出がございました。指定管理者との基本協定に基づきまして協議を行った結果、当初の光熱費の予算に対しまして著しく影響しているため、指定管理料を増額し、指定管理者の事業運営を支援することにより、公共施設運営の安定を図るものでございます。

経費の明細でございますが、電気料金及び燃料費の当初予算額から支出見込額を差し引いた不足分を物価高騰等対策補填分といたしました。この補填分を上限といたしまして、令和4年度の指定管理委託料の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明を願います。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 高齢福祉課、吉原です。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） 吉原高齢福祉課長、お願いたします。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 一般会計補正予算のうち、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金、説明欄4、介護サービス事業特別会計繰入金268万9,000円の増額補正でございます。これは、令和3年度介護サービス事業特別会計の決算が確定したことによる増額分の繰入れでございます。詳細につきましては、議案第67号「令和4年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」でご説明いたします。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、介護保険課から説明願います。

○介護保険課長（中澤俊明君） 介護保険課、中澤です。どうぞよろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） 中澤介護保険課長、お願いたします。

○介護保険課長（中澤俊明君） 議案第63号のうち、介護保険課所管の補正予算についてご説明いたします。

14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。上段、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄42、介護保険料低所得者軽減負担金206万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、低所得者に対する令和3年度の介護保険料軽減額確定に伴う国の負担金の精算による追加交付分でございます。

次に、中段、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄33、介護保険料低所得者軽減負担金103万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、低所得者に対する令和3年度の介護保険料軽減額確定に伴う県の負担金の精算による追加交付分でございます。

次に、16、17ページをお開き願います。上段、款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金、説明欄3、介護保険特別会計繰入金1億3,062万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和3年度介護保険特別会計の決算に伴う介護給付費等に係る一般会計繰出金の精算による余剰金の返還金でございます。

次に、20、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。中段、款3民生費、項1社会福祉費、目5高齢者福祉費、節27繰出金、説明欄、介護保険特別会計繰出金412万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和3年度の低所得者に対する介護保険料軽減額確定に伴う国、県及び市の公費負担割合による精算分を特別会計に繰り出すものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第64号「令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間でございます。どうぞよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） 草間医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（草間 太君） 議案第64号「令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ397万2,000円の増額をお願いするものでございます。10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款7繰入金、項1目1一般会計繰入金、節6、説明欄1、その他一般会計繰入金397万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、一般会計からの繰入額を計上したものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金、節22、説明欄22、償還金利子及び割引料397万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、8月18日開催の全員協議会でご説明いたしました固定資産税の課税誤りによる還付を最大20年間溯って行うことに伴いまして、国民健康保険税におきましても固定資産税を

基に算定されます資産割が平成19年度まで適用されておりました関城、明野、協和地区において、平成15年度から平成19年度の期間中に国民健康保険に加入していた該当者に還付を行うため、還付金及び還付加算金について増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 還付する年度の単位ですけれども、平成15年度から平成19年度に限定したというのはどういう理由で。

○委員長（三澤隆一君） 草間医療保険課長。

○医療保険課長（草間 太君） お答えいたします。

筑西市市税過誤納金補填償還金取扱要綱の第7条によりまして、国民健康保険税におきましても固定資産税と同様に最大20年間遡及できることになっております。その市税過誤納金補填償還金取扱要綱によりまして、補填償還金の支払いの対象となる期間は、時効消滅の起算となる年の前の15年を限度とするとありまして、時効消滅、時効といいますのは5年間ですので、要は平成30年度から15年遡る形になります。その起算が平成15年度からということなのですが、国民健康保険税の場合、現在資産割というのは適用はしておりませんが、平成19年度まで資産割を適用している時期がございました。合併したのが平成17年3月28日でございますが、平成19年度までは関城、明野、協和地区だけ、不均一課税なのですが、資産割を適用していた時期がありまして、そうしますと合併前、旧3町、平成15年度から平成19年度までは今回の対象の年度となります。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 固定資産税の場合は、最大20年遡って補償するという話だったのですが、この場合は平成15年、さっきの時効の関係から平成15年までということにしたのは、固定資産税とは扱いが違うという意味になるわけですか。

○委員長（三澤隆一君） 草間医療保険課長。

○医療保険課長（草間 太君） お答えいたします。

平成15年度から対象年度になるということですが、平成20年度以降は、資産割が筑西市においては適用されておきませんので、平成15年度から平成19年度までが、ですから資産税と違いまして、国民健康保険税の場合は、あくまでも平成19年度までが、しかも旧3町にお住まいの方のみが対象になります。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） では、いいです。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

議案第64号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決をいたします。

議案第64号「令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって本案は可決されました。

次に、議案第65号「令和4年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

引き続き草間医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（草間 太君） 引き続きよろしくお願ひいたします。議案第65号「令和4年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2,410万4,000円の増額をお願いするものでございます。10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございませう。款4項1目1繰越金、節1、説明欄1、前年度繰越金2,410万4,000円の増額補正をお願いするものでございませう。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございませう。款3諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、節27、説明欄27、繰出金2,306万円の増額補正をお願いするものでございませう。これは、歳入で計上いたしました前年度繰越金から、次に説明いたします特別徴収保険料還付分を差し引いた額を後期高齢者医療特別会計から一般会計に繰り出すものでございませう。

続きまして、同じく款3諸支出金、項2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金、節22、説明欄22、償還金利子及び割引料104万4,000円の増額をお願いするものでございませう。これは、令和3年度後期高齢者医療特別徴収保険料の収入済額のうち、還付分を過年度還付金として支出することに伴い、増額補正をお願いするものでございませう。

説明は以上でございませう。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

議案第65号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決をいたします。

議案第65号「令和4年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって本案は可決されました。

次に、議案第66号「令和4年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について審査を願います。介護保険課から説明を願います。

○介護保険課長（中澤俊明君） 介護保険課、中澤です。どうぞよろしくお願いいいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） 中澤介護保険課長、お願いします。

○介護保険課長（中澤俊明君） 議案第66号「令和4年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3億3,851万5,000円を追加するものでございます。10、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金、節3保険料公費負担分繰入金、説明欄1、保険料公費負担分繰入金412万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和3年度の低所得者に対する介護保険料軽減額の確定に伴う国、県及び市の公費負担金の追加分でございます。

次に、款9項1目1節1繰越金、説明欄1、前年度繰越金3億3,438万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和3年度介護保険特別会計の歳入歳出決算による余剰金の次年度繰越金でございます。

次に、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款5項1目1基金積立金、節24積立金、説明欄、介護給付費準備基金積立事業2,160万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和3年度の介護給付費等の確定に伴い、介護給付等の財源となる介護保険料の余剰金を積み立てるものでございます。

次に、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節22償還金利子及び割引料、説明欄、償還金1億8,628万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和3年度の介護給付費等の確定に伴い、公費負担割合に基づき交付された国、県及び社会保険診療報酬支払基金からの負担金を精算し、余剰金を返還するものでございます。

その下、項3繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金、説明欄、一般会計繰出金1億3,062万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和3年度の介護給付費等の確定に伴い、介護給付費等に係る一般会計からの繰入金を精算し、余剰金を一般会計に返還するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

議案第66号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第66号の採決をいたします。

議案第66号「令和4年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって本案は可決されました。

次に、議案第67号「令和4年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について審査を願

います。

高齢福祉課から説明をお願いします。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 高齢福祉課、吉原でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） 吉原高齢福祉課長、よろしくお願いいたします。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 議案第67号「令和4年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ268万9,000円を追加するものでございます。これは、指定管理者制度により運営しております明野デイサービスセンターやすらぎの固定納付金及び変動納付金が確定し、介護サービス事業特別会計の決算が確定したことに伴う補正予算でございます。

初めに、10、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款8項1目1節1、説明欄1、繰越金268万9,000円の増額補正でございます。これは、令和3年度介護サービス事業特別会計の決算に伴い、繰越金が確定したことによるものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2諸支出金、項3繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金、説明欄、一般会計繰出金268万9,000円の増額補正でございます。これは、繰越金の増額分を一般会計へ繰り出すものでございます。

議案第67号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

議案第67号について討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第67号の採決をいたします。

議案第67号「令和4年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査を終了いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。お疲れさまでした。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

○委員長（三澤隆一君） それでは、こども部の所管の審査に入ります。

初めに、議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査をお願いします。

こども課から説明をお願いします。

○こども課長（渡邊久人君） こども課の渡邊です。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長、よろしくお願いいたします。

○こども課長（渡邊久人君） 議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、こども課所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。第2表、継続費補正、1、追加でございます。款3民生費、項2児童福祉費、事業名、「認定こども園せきじょう整備事業」、継続費の総額は15億6,402万7,000円、継続期間は令和4年度から令和6年度。年割額は令和4年度6億7,081万2,000円、令和5年度8億719万9,000円、令和6年度8,601万6,000円でございます。これは、認定こども園せきじょうの令和6年度の完成を目指して整備を進めるため、3か年の継続費の設定をお願いするものでございます。継続費には、建築工事、2棟の園舎及びプールの解体、外構工事ほか設計監理業務委託料を見込んでおります。

続きまして、8ページをお開きください。第4表、地方債補正、1、追加でございます。起債の目的、認定こども園せきじょう整備事業、限度額6億3,720万円をお願いするものでございます。これは、継続費の設定でお願いしております認定こども園せきじょう整備事業に係る令和4年度分の事業費に対し起債をお願いするものでございます。

同じく地方債補正、2、変更でございます。起債の目的、放課後児童クラブ整備事業につきまして、補正限度額710万円を、補正後限度額1,450万円とする740万円の増額をお願いするものでございます。こちらは、放課後児童クラブの充実を図るため、1か所のクラブの増設、2か所のクラブの充実を図るための整備事業に係る起債をお願いするものでございます。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節3児童福祉費補助金、説明欄7、保育対策総合支援事業費補助金に150万円の増額をお願いするものでございます。これは、保育所等が実施しようとする業務効率化事業に係る国庫補助金でございます。

次に、同じく、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄12、子ども・子育て支援交付金に612万円の増額をお願いするものでございます。これは、放課後児童クラブの整備に係る国庫交付金でございます。

次に、款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、節2児童福祉費補助金、説明欄40、子育て世帯生活応援特別給付金事業費補助金に1億1,261万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、茨城県独自に低所得のひとり親世帯に対し、生活応援特別給付金を支給するための県補助金でございます。

次に、同じく、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄8、子ども・子育て支援交付金に612万円の増額をお願いするものでございます。これは、放課後児童クラブの整備に係る県交付金でございます。

続きまして、16、17ページをお願いいたします。款22項1市債、目3民生債、節2児童福祉債、説明欄2、放課後児童クラブ整備事業債に740万円の増額をお願いするものでございます。これは、整備充実を図ろうとする放課後児童クラブに係る地方債でございます。

同じく、説明欄3、認定こども園せきじょう整備事業費に6億3,720万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、地方債補正で説明いたしました継続費に係る令和4年度分の事業費の地方債でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。3の歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目

2児童措置費、ページを返していただきまして、説明欄の3行目になります。放課後児童クラブ整備事業に2,296万4,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは、放課後児童クラブの1クラブの増設と2クラブの整備を図ろうとするものでございます。

次に、その下になります。説明欄、子育て世帯応援特別給付金給付事業に1億1,261万4,000円の増額をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰の影響に直面する低所得の子育て世帯に対し、茨城県が独自に生活応援特別給付金を支給するものでございます。給付額は、対象児童1人当たり5万円でございます。

次に、説明欄、保育対策総合支援事業に225万円の増額をお願いするものでございます。これは、保育所等による業務のICT化を推進することによりまして、保育士等の業務の負担の軽減を図るものでございます。保育士等が働きやすい環境を整備することにより、子供を安心して育てることができる環境整備を行うものでございます。

次に、目5認定こども園費、説明欄、認定こども園せきじょう整備事業に6億7,081万2,000円の増額をお願いするものでございます。認定こども園せきじょうにつきまして、子供たちに快適で安心な教育・保育環境を提供するために必要となる設備の整備を推進するものでございまして、令和6年度の完成に向けまして、本年度から工事を開始するための補正予算をお願いするものでございます。

こども課所管の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願ひます。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ご説明ありがとうございます。私のほうからちょっと3点あるのですが、23ページの放課後児童クラブ整備事業で、小倉議員の質疑に対して、エリアを越えて何か申込みがあるという答弁あったと思うのですが、エリアを越えてというのはどういうことなのか。市内の学校区を越えて児童クラブとして受け入れているのか、それとも市外まで受け入れているのかというのが1つと、あとその下、保育対策総合支援事業の中で、ICT化されて負担が軽減されるということでしたが、全ての園が対象なのかということをお伺ひしたいことと、3つ目は、認定こども園せきじょう整備事業で、7月11日に全員協議会で、天井がルーバーだとちりやほこりが心配があるのではないかとということが意見で出ましたが、それは反映されているのか。3点お聞きしたいと思います。

○委員長（三澤隆一君） 松岡こども部長、お願ひします。

○こども部長（松岡道法君） 水柿委員のご質疑にご答弁いたします。

議案質疑の件だと思うのですが、すみません、エリアを越えてというご答弁はしている覚えはなかったのですが、どのことかなと思うのですが、学区を重視して、特に小学生ですので、小学校区というエリアで大体整備は、市のほうで直接整備する場所については学校区をまず基本にしております。エリアを越えることがあるとすれば、それはそのほか、もともとこういう放課後児童クラブって保育施設、昔ながらの保育所さんが開設していただいているところがございます。そこは複数の小学校区をお迎えつきで、園の中に児童クラブをつくってあって、そちらに小学校にお迎えに行つて子供さんをお預かりするということろだと思います。

もう一点、市外のお子さんというご質疑ですが、基本市内施設での、小学校の必要性があつてというのは、市外から市内に、例えば学区を越えて小学校に越境しているとすれば、その送迎はもともと保護者な

りが責任を持って実施するというので、通学区の変更を申し出ているはずなので、基本的にそういう方は放課後児童クラブの利用対象というふうには想定しておりません。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） ご質疑いただきました保育対策総合支援事業でございますけれども、対象は全てのところでございますけれども、希望制でございますして、昨年度の例ですと3件が該当しております、補助対象となっております。

それと、もう1つの認定こども園せきじょうの廊下の天井の件でございます。板材をルーバー状に配置しますという説明を全員協議会の中で提案させていただきましたけれども、議員さんのほうから、これはちょっと考えたほうがいいのかというようなご意見いただきまして、そちらを反映させたつくりとなっております。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ありがとうございます。そうしますと、1個目ののは、基本的に学校区内ということ、すみません、放課後児童クラブは学校区ですね。もう1つは、希望制で3園が今のところ希望しているということですか。

それから、システム導入によって、今回ちょっと痛ましい事故なんかもありましたよね。入園とか退園のシステムがそれに頼ってしまうとか、それが形骸化されて仕事量が多くなって、それだけをやってしまうとかということがないように指導していただけたらいいなと思います。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） それでは、保育対策総合支援事業の件ですけれども、昨年の実績が3園で、今年度の予算も3園ぐらいを見込んでおるといところです。

それから、ICT化ですけれども、使い方というか、それによりましては園児の登園、それから降園の管理、こういったものにも使える機能、こういったものがあると見ております。こういったものに頼らず、保育士さんが目で自分で確認するというのも大事だと思うのですけれども、こういった機械、ICT化、最新の技術を活用するのも1つの手だと思いますので、この辺は活用していただきたいと思います。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ありがとうございます。

最後に、ちょっと確認なのですが、保育対策総合支援事業で、昨年3園、今年も大体3園ぐらいを見込んでいる。全体で何園なのですか。全体でというか。入っていないところは、では何園ぐらいなのですか。

○委員長（三澤隆一君） 松岡こども部長。

○こども部長（松岡道法君） 市内には30弱の施設ございます。このICT化ですけれども、先ほど渡邊こども課長のほうからも答弁させていただきましたが、様々なメニューがある中で、各施設が必要に応じて取り組んでいます。昨年3園、今年3園ということですが、満額補助金ではなくて、施設側の負担もございますので、そういったところもありますので、自分の負担も含めてエントリーするかどうかというのは各施設がまず選ぶところでございます。

もう一点、整備されているかされていないかというご質疑ですけれども、先ほど申し上げましたように、メニューは複数あります。複数ある中で、例えば登園、降園、来るとき、帰るときという、あとはまた延

長保育の時間を利用して何分に帰っているかというところでの料金もこともございますので、そういったものもございますし、そのほかにもこのICT化のメニューで選べるところもありますので、入っている、入っていないというところかというと、それぞれこのメニューで整備できるものを全て整備しているというところのほうが逆に少ないところがございます、やはりほかの園で登園、降園のシステム入れたら、逆によかったと聞いて、うちもエントリーしようかなみたいなところで、そういったシステムに翌年度以降エントリーしてくる園がいらっしゃるみたい、そんな感じで、未整備という点でいえば、フルメニュー、フルの施設が実施しているという状況ではございません。順次必要なところとか、これが便利だったとかというところでエントリーなさっている園かなというふうに感じております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 同じく23ページで、放課後児童クラブ整備事業で今回は2,296万4,000円ということが出ていますけれども、2クラブプラス1施設の整備ということで、そうすると筑西市には放課後児童クラブというのは幾つになるのですか。

それともう1つ、子育て世帯生活応援特別給付金給付事業で1人5万円と言いましたけれども、これは例えばひとり親で子供が3人いたら15万円という計算とか、そういう形になるのだと思うのですけれども、何人が大体この1億何ぼで対象の人数で計算したのか教えてください。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長、お願いします。

○こども課長（渡邊久人君） 放課後児童クラブの数ですけれども、27施設になります。

それと、子育て世帯生活応援特別給付金給付事業の件ですけれども、こちらは真次委員おっしゃられるとおり、1人5万円となりますので、3人ですと15万円というふうになります。対象児童数ですけれども、ひとり親世帯ですと1,380人、その他の世帯ですと850人、こちらを数字として見ております。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） では、この2クラブを追加すると、児童クラブで追加すると27施設ということで、これ大体の定員数というのは、それは園によって違うのですけれども、大体の大ざっぱな定員というか人数というのは決まっているのではないかと思うのですけれども、その辺の数が分かれば。

あと、850人のその他というのは、どういう家庭のことを言っているのか教えてください。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） 定員なのですけれども、多いところだと148人です。小さいところだと20人とか、そういうところもございまして、施設によりましてちょっとまちまちという言い方は変ですけれども。市内全部の定員ですけれども、1,487人が定員といたしますか、その数になってございます。

それと、給付金のその他の世帯ですけれども、こちらは令和4年度分の住民税の均等割、これが非課税の子育て世帯というふうになってございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 分かりました。では、施設の中で今いろいろなあれしていると、学童保育というのは共働きが多くて増えてきているような傾向、少子化の中でも子供がそういう中で通いたいとあるので、

これで大体筑西市としては満たされるというか、要望に対してその辺の見通しはどのようなのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） 取りあえず当座というか、現在の状況ですと、ある程度希望に対応できるものと思いますけれども、この先やはりニーズは高まってくると思いますので、この先の状況によりましては、さらに整備を進めていく必要があるかなというふうに考えております。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員、よろしいですか。

○委員（真次洋行君） はい。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、認定こども園せきじょうから説明を願います。

○認定こども園せきじょう園長（大木 清君） 認定こども園せきじょうの大木です。よろしくお願ひします。

○委員長（三澤隆一君） 大木認定こども園せきじょう園長、よろしくお願ひいたします。

○認定こども園せきじょう園長（大木 清君） 議案第63号のうち、認定こども園せきじょう所管の補正予算についてご説明申し上げます。

22ページ、23ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款3 民生費、項2 児童福祉費、目5 認定こども園費、説明欄、認定こども園せきじょう管理運営経費に200万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、昨今の原油価格等の急激な高騰の影響により、認定こども園せきじょうの電気料金に不足が見込まれるための増額補正であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

以上でこども部の審査を終了いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

〔こども部退室〕

○委員長（三澤隆一君） ここで休憩に入りたいと思うのですが、よろしいですか。

では、再開を13時といたします。

では、休憩いたします。

休 憩 午後 0時17分

---

再 開 午後 1時

〔教育委員会入室〕

○委員長（三澤隆一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、教育委員会の所管の審査に入ります。

初めに、議案第52号「財産の取得について」、審査を願います。

なお、追加で要求のありました資料を既にお配りしております。

それでは、学務課から説明をお願いいたします。

○学務課長（根本 薫君） 学務課の根本と申します。よろしく申し上げます。着座で失礼いたします。

○委員長（三澤隆一君） 根本学務課長、お願いいたします。

○学務課長（根本 薫君） 議案第52号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

教員用タブレット機器整備のため、下記のとおり財産を取得することについて、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、購入物品及び数量、教員用タブレット機器一式。契約の方法、条件付一般競争入札。取得予定価格、2,414万5,000円、税込みでございます。相手方、筑西市一本松1755番地2、関彰商事株式会社ビジネストラנסフォーメーション部下館支店、支店長、富田良一でございます。

次に、別添の参考資料をお開き願います。議案書の2枚目でございます。2の目的からご説明いたします。現在教員が使用している授業用タブレット端末は、パソコン教室で児童生徒が使用していた端末を流用し、教員用として使用しており、一部の端末は、経年劣化のために授業での使用が困難な状況となっております。また、教員1人につき1台の端末整備をしておりますが、台数が不足している学校もでございます。このため、令和4年度と令和5年度の2か年計画により、教員用タブレット機器の整備を行うものでございます。

次に、3の納入場所でございます。納入場所につきましては、下館小学校、大田小学校、古里小学校、新治小学校、小栗小学校、下館中学校、下館南中学校、関城中学校の8校でございます。

4の契約金額及び5の相手方は、先ほどご説明のとおりです。

次に、6の納入期限につきましては、令和4年12月16日としております。

次に、7の購入内容でございますが、教員用タブレット端末の本体254台と、本体にインストールする教材のソフトのライセンスを同じく254台数分購入するものでございます。

続けて、追加で配付をさせていただきました資料についてご説明させていただきたいと思っております。カラーの資料でございます。追加資料でございます。初めに、入札の状況でございますが、本件は7月28日に入札を行い、御覧の2者が応札をしております。設計金額が税抜きで2,216万1,600円のところに対し、関彰商事株式会社ビジネストラנסフォーメーション部下館支店が2,195万円、日興通信株式会社つくば支店が2,210万円が入札し、関彰商事株式会社が落札者となっております。

次に、教員用タブレットの整備計画ですが、基本的には古いものから順に更新を行っていく予定です。

まず、先ほどご説明しました今年度に機器の更新を行う予定の8校でございますが、御覧のように主に平成28年度と平成29年度に整備したタブレットを使用している学校を先に入替えを予定しております。

次に、来年度、令和5年度に整備する予定の学校、これは13校ですが、主に平成30年度に整備したタブレットを使用している学校の更新を予定しております。

今年度が254台、来年度が248台、2か年で合計502台の機器の更新を行う予定でございます。

なお、それ以外の学校、明野地区の小学校5校になりますが、こちらはいずれも令和2年度に整備をし

た比較的新しいタブレットを使用しておりますので、これらの機器は令和6年度に開校予定の明野五葉学園に引き継いで、引き続き使用する予定でございます。

次に、一番下の段ですが、今回整備する教員用タブレットを含めました学校の情報機器の環境についてご説明をさせていただきたいと思っております。学校の情報機器は、大きく分けまして左側の校務用ネットワークと右側の学習用ネットワークという2つに分かれてございます。左側の校務用ネットワークは、教員のみがアクセスすることができます。先生方は、教室でノートパソコンを使用して児童生徒の学籍の管理や成績の処理、また指導案の作成など、事務系の仕事をしております。

次に、右側の学習用ネットワーク、こちらは児童生徒もアクセスができるネットワークとなっております。タブレットを活用した授業等で使用するネットワークです。このうち児童生徒が使っているタブレットは、国のGIGAスクール構想によりまして令和2年度に整備したタブレットの端末を使用しております。一方の、教員用のタブレットですが、GIGAスクール構想の補助金の対象外となっておりますので、新規の購入を見送り、パソコン室で使用していたものを有効活用して教員用に設定変更して、これまで使用してきたという経緯がございます。

今般、議案にお願いしております財産の取得は、この教員用タブレットのうち、古いものから順に機器の更新を行う予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 基本的に勉強不足で、タブレットとパソコンの違いというのをあまりよく分かっていないのですが、児童生徒の使用するタブレットと教員が使うタブレットの違いは何ですか。

○委員長（三澤隆一君） 根本学務課長、お願いします。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

児童生徒が使っているタブレットと今回導入する予定のタブレットは、基本的には同じような種類のタブレットパソコンになります。違いは、中にインストールするソフトが若干違いまして、児童生徒用の端末には学習用の教材のドリルですとか、それから有害サイトを防止するフィルター、そういったソフトを入れますが、教員用のタブレットにはそういったものは入れる予定はございません。

また、児童生徒用のタブレットは、よく登下校の際に落としたりして壊す可能性が高いので、保証に加入しておりますが、今回導入する予定の教員用タブレットは、経費節減という側面もありますが、そういった保証には加入せず、その都度の修理対応ということで予定してございます。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、機種そのもの、機械そのものはそれほどの違いはないということですね。

それでお聞きしたいのは、このタブレットというのは通常何年程度で耐用年数というのか、機種変更するのが基本に考えているのか。

そして、例えば教員と児童生徒が使う時間は違うと思うのですが、ちなみに1日に何時間ぐらい使うのですか。

○委員長（三澤隆一君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

まず、タブレットの更新のサイクルでございますが、タブレットは基本的に5年から6年周期で更新をする予定であります。一般的なノートパソコンよりは若干バッテリーのもちが、小さいものですからバッテリーの減りが早いとか、そういうことがございますので、5年から6年で更新する予定でございます。

1日の使用時間ですが、授業で毎回使うとは限りませんし、児童生徒が持ち帰って使うかどうかということで、個人差はあろうかと思っておりますので、ちょっと一概には言えないところでございます。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） すぐにでなくて結構ですから、大体平均、授業だけで使うのに、児童生徒が1日に何時間ぐらい使用するものなのか後で調べてください。それで、1時間とか2時間で五、六年で終わってしまうもののかなど。終わってしまうというか、耐用年数が。ちょっと不思議に思っているのですが、どのぐらい使っているのかなと思っております。その後で調べてください。

○委員長（三澤隆一君） ほかに何かございますか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 教員用のタブレットというのは、今まではずっとパソコン教室の、いわゆる中古物を使っていたのかどうか。今まで予算には教員1人1台のパソコンというのがありましたけれども、それは2つを校務用と、それから授業用と我々は分けていなかったと思うのです、認識としては。1人1台というのは校務用のことで授業用のことではなかったということなのか、それから授業用は中古物をずっと使っていたのかどうかというのをお願いします。

○委員長（三澤隆一君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

まず、ご指摘のように毎年度予算措置しております1人1台のパソコンの費用というのは、校務用のパソコン、こちらはリース契約をしておりますので、毎年度使用料を払ってございます。授業用で教員が使っていたタブレットは、パソコン室で使っていたものを、いわゆる中古という形になるかと思っておりますけれども、そちらを使っておりました。ただし、これを本格的に使い始めましたのは、令和3年度からでございます。GIGAスクール構想前までパソコン室で使っていたもの、こちらがGIGAスクール構想によってある意味不要になりましたので、こちらを有効活用して、令和3年度から設定変更して使い始めてきたということになります。そして、ただしやはり平成28年頃から導入したものですので、ここに来て不具合が出てきておりますので、古いものから順に今度は新しいものに買い替えていくということで、今回が更新としては最初の更新ということになります。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 我々の認識がちょっと、今の説明は分かりました。今までのタブレットの整備というものの認識なのですけれども、タブレットのほうで教員1人1台というのが今不足しているというふうに書いてあるのですが、そういう、何かちょっと理解ができないのです。中古物を使って先生1人1台が行き渡るのではないかなというふうにイメージするのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○委員長（三澤隆一君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

パソコン室で使っていた、いわゆる古いタブレット、これは台数的には先生方に1台ずつ配付することは可能な台数があつたかもしれませんが、ただ、やはり物によっては古いので、不具合が生じておりますので、その中から程度がいいもの、状態がいいものを優先して先生方に使っていただいたというような経緯でございます。確かに完全に1人1台ずつは支給してきてはいないのですけれども、クラスの数の分だけは少なくとも各学校に支給しておりますので、授業を行うという点においては大きな問題はなく、何とかこれまでやってこられたというような状況です。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） あと最後に、パソコン教室で使う使い方と、それから今はパソコン教室でわざわざやらなくても各教室でもう既にプログラミングだとか、いろいろなのをやっていますよね。そうすると、パソコン教室の利活用というのはどういうふうに行っているのですか。パソコン教室に1人1台用意しなくてもあるわけですよね、それぞれ持っているのだから。そういうところはどのようのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

今まで使っていたパソコン室ですが、私も全ての学校は見えてはいないのですけれども、見たところ、有効には、パソコン室としてはもうほとんど使っていないくて、特別教室に仕様を変えて使ったりとか、何か行事のときに使ったりということで、そこであえてパソコンの授業をやるというふうな形では使っていないと思われまふ。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） では、これから定期的買い替えなくてはならないということですね。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかに何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決をいたします。

議案第52号「財産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よつて本案は可決されました。

次に、議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

学務課から説明を願います。

○学務課長（根本 薫君） 議案第63号のうち、学務課所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書の7ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号の4番、事項名、「小中学校英語活動サポート事業委託」、期間、令和5年度から令和7年度までの3年間。限度額は、1億8,677万4,000円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内として債務負担行為の設定をお願いするものでございます。現在、小中学校の英語活動サポート事業としてALTを配置して英語教育の充実を図っているところですが、この契約が令和4年度末に満了となることに伴いまして、令和5年度以降も引き続き当該事業を実施するため、債務負担行為を設定し、契約手続を行うものでございます。

次に、14、15ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10教育費国庫補助金、節1義務教育費補助金、説明欄12、学校保健特別対策事業費補助金に1,545万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策を推進するための国の補助金でございます。事業の詳細は、歳出にてご説明をさせていただきます。

次に、款16県支出金、項2県補助金、目10教育費県補助金、節1義務教育費補助金、説明欄15、小学校口腔衛生推進事業費補助金に9万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、小学校における児童の口腔衛生推進事業を実施するための県の補助金でございます。事業の詳細は、歳出にてご説明させていただきます。

次に、款18項1の寄附金、目10教育費寄附金、節1教育費寄附金、説明欄1、教育費寄附金に100万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、市内の株式会社ヤマイチ様から教育関係事業への指定寄附として100万円をご寄附いただきましたことから、増額補正をお願いするものでございます。寄附金の使途につきましては、歳出にてご説明をさせていただきます。

次に、28、29ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、右側のページの説明欄、住民情報システム（就学管理）運営経費に、就学管理電算処理委託料44万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、就学援助費の支給方法について、現在は学校長を通じて対象の保護者に支給をしておりますが、これを市から対象の保護者の金融機関口座に直接支払いができるようにするためにシステム改修を委託するものでございます。

次に、項2小学校費、目1小学校管理費、説明欄、小学校運営関係費に需用費5,308万円、備品購入費40万円、計5,348万円の増額補正をお願いするものでございます。このうちの需用費5,308万円につきましては、物価高騰等の影響により、光熱費が値上げされたことに伴い、小学校の運営に係る電気料金の不足見込み分について増額補正をお願いするものでございます。

また、備品購入費の40万円につきましては、歳入のほうでご説明をさせていただきました教育関係事業への指定寄附金により複合機、コピー機ですね、複合機を購入するものでございます。なお、複合コピー機は嘉田生崎小学校に設置する予定でございます。

次に、同じく目1小学校管理費の中の説明欄の2番目、小学校保健運営事業に需用費9万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳入でご説明いたしました県の小学校口腔衛生推進事業費補助金を活用し、児童の虫歯予防のための口腔衛生推進事業を実施するために、フッ化物洗口液、これはうがい薬になりますが、こちらを購入するための消耗品費でございます。なお、実施校は村田小学校を予定してございます。

次に、同じく目1小学校管理費の中の説明欄の3番目、小学校感染症対策学校教育活動継続支援事業に需用費776万8,000円、備品購入費1,368万2,000円、計2,145万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳入でご説明いたしました国の学校保健特別対策事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、小学校における感染症対策に必要となる消耗品及び備品を購入するものでございます。

次に、目2小学校教育振興費、説明欄、小学校教育振興事業に備品購入費45万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳入でご説明をいたしました教育関係事業への指定寄附金によりまして、体育の授業で使用する跳び箱を購入する予定でございます。なお、跳び箱は古里小学校に設置する予定です。

次に、項3中学校費、目1中学校管理費、説明欄、中学校運営関係費に需用費2,459万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、先ほどの小学校運営関係費と同様に、物価高騰等の影響により光熱費が値上げされたことに伴い、中学校の運営に係る電気料金の不足見込み分について増額補正をお願いするものでございます。

次に、同じく目1中学校管理費の中の説明欄の一番下、中学校感染症対策学校教育活動継続支援事業でございます。続けて30、31ページ、次のページをお願いいたします。需用費223万3,000円、備品購入費721万7,000円、計945万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳入でご説明いたしました国の学校保健特別対策事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、中学校における感染症対策に必要となる消耗品及び備品を購入するものでございます。

次に、目2中学校教育振興費、説明欄、中学校教育振興事業に備品購入費15万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳入でご説明をいたしました教育関係事業への指定寄附金により、体育の授業で使用する跳び箱を購入するものでございます。跳び箱は下館西中学校に設置する予定です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 7ページなのですが、現在ALT、たしか15名だと思っておりますけれども、3年契約で今年度で切れるわけですね。それで、現在はハートコーポレイションの契約なのですが、次回は今度またプレゼン、プロポーザルやる予定なのですか。まずそれをお聞きします。

○委員長（三澤隆一君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

現在は、ハートコーポレイションに委託してございます。次回の3年間につきましては、改めてプロポーザルを行って事業者を選定する予定でございます。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ちなみに国内最大手のこのALT派遣先のメーカーと申しますか、会社は知っていますか。

○委員長（三澤隆一君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） 申し訳ございません。その事業者は存じ上げてございません。

○委員（仁平正巳君）　そうですか。実はインタラックという会社があるのですけれども、現在はハートコーポレーションですけれども、業務内容が全然違うわけです。そうすると、教育的観点から言いますと、会社がころころ変わるということは果たして教育上いいのかなという不安があるのですけれども、その辺のところ、プロポーザル、何社ぐらいの予定で、現在分かっている範囲で結構ですけれども、何月頃やる予定ですか。

○委員長（三澤隆一君）　根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君）　お答えいたします。

プロポーザルは、この議会で予算が可決いただきましたら、10月に公表して、第2次審査の終了は11月の後半を予定してございます。今のところまだ募集要項等を公表しておりませんので、事業者が何社来るかについては、今のところまだ把握してございません。

○委員長（三澤隆一君）　仁平委員。

○委員（仁平正巳君）　最後に、現在15名ですけれども、これは人数は変わりませんか。

○委員長（三澤隆一君）　根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君）　お答えいたします。

現在15名を雇用していただいております。今度は下館北中学校が下館中学校に統合になります。1年後ですが、今度は明野五葉学園が開校します。それを含めまして14名で仕様書のほうは考えてございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君）　ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君）　29ページの小学校保健運営事業で歯科の保健のほうで、口腔衛生が出てきましたけれども、県の補助金なのですが、これは1校だけというさっきの説明だったのですが、これはまず中身からお願いします。

○委員長（三澤隆一君）　根本学務課長、お願いします。

○学務課長（根本 薫君）　お答えいたします。

事業の中身でございますが、今予定しておりますのは、村田小学校の4年生と5年生を対象にしまして、週に1回、給食の後にフッ化物のうがい薬を含んでブクブクうがいをするというような事業内容でございます。

以上です。

○委員長（三澤隆一君）　三浦委員。

○委員（三浦 譲君）　こういうのって継続的にできないものなのかなという疑問がまず起きたのですが、これ県の補助金があるから取り組むということなのではないでしょうか。それとも継続性、あとほかの学校とか学年への、当たり前なこととして取り組むというような取組というのはないのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君）　根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君）　お答えいたします。

今年度につきましては、県の補助金が活用できます。これは県のモデル事業ということで、各市町村につき1校当たり補助金が、限度額として12万円、今年度は予算化されてございます。次年度以降の展開でございますが、県の補助金が問い合わせではいる状況なのですけれども、来年度以降の継続性はまだ不透

明ということで回答いただいております。その補助金の状況などを見ながら、来年の実施方法については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） これは補助金がある、ないで、取組がある、ないになってしまうのか、それとも継続的にやっている部分を補ってやっているのか。効果も見なくてはならないでしょうから、その辺どうなのでしょう。

○委員長（三澤隆一君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

小学校におきましては、まだどこもやっていないので、今回が初めての事業ということになります。ただし、市内の幼稚園、保育園では取り組んでいるということで、ただ県内の小学校では、令和2年度まではどこも取り組むところがなかったということで、県のほうで事業を推進して補助金をつけていただいているというような状況でございます。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 実はフッ素のうがい薬というのは、全国で茨城県と神奈川県だけがやっていないのです。昨年度かな、県の歯科医師会のほうでぜひ取り組んでくれというふうに県のほうへ働きかけたのだけれども、実は学校現場では、先生の負担が多いということで、県の教職員組合が反対しているのだよね。その辺の事情分かっています。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、明野幼稚園から説明を願います。

○明野幼稚園長（鈴木くに子君） 学務課明野幼稚園の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 鈴木明野幼稚園長、よろしくお願いいたします。

○明野幼稚園長（鈴木くに子君） 議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算(第4号)」のうち、明野幼稚園所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書30、31ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款10教育費、項5幼稚園費、目1幼稚園管理費、説明欄、明野幼稚園事務費に需用費76万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、物価高騰等の影響により光熱費が値上げされたことに伴い、電気料金の不足見込み分について増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、学校給食課から説明を願います。

○学校給食課長（濱野訓枝君） 学校給食課、濱野と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説

明をさせていただきます。

○委員長（三澤隆一君） 濱野学校給食課長、お願いいたします。

○学校給食課長（濱野訓枝君） 議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算(第4号)」のうち、学校給食課所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書32、33ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款10教育費、項7保健体育費、目3学校給食費、説明欄、下館学校給食センター運営事業に需用費2,056万8,000円、同じく説明欄、明野学校給食センター運営事業に需用費512万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、原油価格、物価高騰の影響により、令和4年度中に不足する見込みの燃料費、電気料を増額するものでございます。内訳といたしましては、主に給食調理に使用するボイラーの燃料費が538万4,000円で、当初予算と比較して27.9%の増加率、電気料が2,020万3,000円で、当初予算と比較して63.8%の増加率でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、生涯学習課から説明を願います。

○生涯学習課長（寺内智恵子君） 生涯学習課、寺内でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。着座にて失礼いたします。

○委員長（三澤隆一君） 寺内生涯学習課長、お願いいたします。

○生涯学習課長（寺内智恵子君） 議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算(第4号)」のうち、生涯学習課所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書7ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号5、事項、「図書館指定管理委託(令和4年度物価高騰等対策補填分)」、期間は令和4年度から令和5年度まで。限度額は、498万1,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲でございます。これは、物価高騰等の対策として、令和4年度中に不足する見込みである電気料、燃料費等を補填するため、図書館の指定管理委託を追加するものでございます。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。款10教育費、項6社会教育費、目5図書館費、説明欄、図書館管理運営事業に委託料548万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、指定管理施設である市立図書館において電気料や燃料費等の急激な物価上昇を受け、施設運営に影響が出てきている状況でございます。そのため、指定管理者から指定管理料の変更の申出があり、基本協定に基づき協議を行った結果、不足となる支出経費の影響分を補填するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、文化スポーツ課から説明を願います。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 文化スポーツ課、成田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

す。着座にてご説明させていただきます。

議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算(第4号)」のうち、文化スポーツ課所管の補正予算についてご説明いたします。補正予算書30、31ページをお開き願います。款10教育費、項7保健体育費、目2体育施設費、説明欄の体育施設管理運営事業に委託料1,355万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、物価の急激な高騰などの影響により、指定管理施設である体育施設21施設において電気料の支払いに影響が出始めている状況でございます。そのため、指定管理者から指定管理料の変更の申出があり、基本協定に基づき協議を行った結果、不足する電気料を補填するため、指定管理委託料の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長(三澤隆一君) それでは、質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三澤隆一君) 質疑を終結いたします。

次に、地域交流センターから説明を願います。

○地域交流センター長(海老澤敦司君) 地域交流センター、海老澤でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長(三澤隆一君) 海老澤地域交流センター長、お願いたします。

○地域交流センター長(海老澤敦司君) 議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算(第4号)」のうち、地域交流センター所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書30、31ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款10教育費、項6社会教育費、目3公民館費、説明欄、地域交流センター管理運営事業に需用費2,706万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、原油価格、物価高騰の影響により、令和4年度中に不足する見込みの燃料費及び電気料を増額するものでございます。内訳でございますが、主に空調機で使用する燃料代が462万円で、当初予算と比較して21%の増加率となっております。次に、電気料が2,244万円で、当初予算と比較して74%の増加率となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長(三澤隆一君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三澤隆一君) 質疑を終結いたします。

次に、生涯学習センターから説明を願います。

○生涯学習センター長(長本敏介君) 生涯学習センター、長本と申します。着座にてご説明させていただきます。

○委員長(三澤隆一君) 長本生涯学習センター長、お願いたします。

○生涯学習センター長(長本敏介君) 議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算(第4号)」のうち、生涯学習センター所管の補正予算についてご説明いたします。

30ページ、31ページをお開き願います。初めに、款10教育費、項6社会教育費、目3公民館費、説明欄の関城地区公民館管理運営事業、節10需用費におきまして63万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容としては、物価高騰等の影響で電気料の不足が見込まれることから、補正をお願いするもの

でございます。

次に、目4生涯学習センター費、説明欄の生涯学習センター管理運営事業、節10需用費におきまして381万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容としては、先ほどと同じく物価高騰等の影響で電気料の不足が見込まれることから、補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、明野公民館から説明を願います。

○明野公民館長（國府田裕司君） 明野公民館の國府田でございます。よろしくお願いいいたします。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（三澤隆一君） 國府田明野公民館長、お願いいいたします。

○明野公民館長（國府田裕司君） 議案第63号のうち、明野公民館所管の補正予算についてご説明申し上げます。

30、31ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款10教育費、項6社会教育費、目3公民館費、説明欄、明野公民館管理運営事業に需用費804万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、燃料価格の高騰等による影響で、電気料金が上昇しており、電気料の予算に不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、協和公民館から説明を願います。

○協和公民館長（日向繁樹君） 協和公民館の日向と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） 日向協和公民館長、お願いいいたします。

○協和公民館長（日向繁樹君） 議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、協和公民館所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書30、31ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款10教育費、項6社会教育費、目3公民館費、説明欄、協和公民館管理運営事業に31万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、現在設置しているAEDの飲料水の自動販売機とセットで契約となっておりますが、その自動販売機の契約者より、契約期間満了に伴い、AEDも併せて撤去となることから、新たにAEDを購入し、施設に設置するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ご説明ありがとうございます。1点ちょっと確認したいのですが、飲料水とセッ

トで撤去されるということですが、次は飲料水とまたセットで入るのですか。AEDがセットで契約されるのですか。

○委員長（三澤隆一君） 日向協和公民館長。

○協和公民館長（日向繁樹君） AEDにつきましては、当初私ども公民館につきましては、平成19年度より設置、またその当時AED機械関係が飲料水と一緒に併せてセットというのが主な主軸になっていたのですけれども、平成25年に薬事法、今現在名称は変わっておりますが、その薬事法の観点から、自動販売機等の中に一緒に設置するというふうな同時設置が法律的にちょっと疑問に持たれてしまい、許可関係のある、なしがあるものですから、その関係上、今回は別に購入という形になってしまいます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ありがとうございます。では、AEDだけということですね。はい、ありがとうございます。

○委員長（三澤隆一君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、美術館から説明を願います。

○美術館副館長（小栗美代子君） 美術館、小栗と申します。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） 小栗美術館副館長、お願いいたします。

○美術館副館長（小栗美代子君） 議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、美術館所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書7ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号6、「板谷波山記念館指定管理委託（令和4年度物価高騰等対策補填分）」でございます。期間は令和4年度から令和7年度。限度額は、23万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これは、物価高騰等の対策として、令和4年度中に不足する見込みである電気料を補填するため、板谷波山記念館の指定管理委託を追加するものでございます。

続きまして、30、31ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款10教育費、項6社会教育費、目2地域文化振興費、説明欄、板谷波山記念館管理運営事業に委託料25万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、指定管理施設である板谷波山記念館において、物価高騰等の影響により電気料の不足が見込まれ、施設運営に影響が出ている状況でございます。そのため、指定管理者から指定管理料の変更の申出があり、基本協定に基づき協議を行った結果、不足となる支出経費の影響分を補填するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木敦史君） すみません。先ほど仁平委員からのご質疑がございましたタブレットの使用時間につきまして、データをお持ちいたしましたので、発言させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） はい、どうぞ。

○教育部長（鈴木敦史君） 根本が発言させていただきます。

○学務課長（根本 薫君） 着座で失礼いたします。お時間いただきましてありがとうございます。

○委員長（三澤隆一君） お願いします。

○学務課長（根本 薫君） 先ほどご質疑いただきました、授業で児童生徒がどのくらいタブレットを使っているのかというご質疑でございますが、今年7月に先生方に対して、学校でどの程度タブレットを活用できているかというアンケートを実施しております。その中で、小学校の例を申し上げますが、1日三、四回以上活用させることができていると答えた先生が10%、1日に一、二回活用させているというのが39%、1週間に数回活用させているというのが42%、ほとんど活用させることができていると答えたのが9%の先生方がございました。

これらを基にしまして、1回当たり、授業最初から最後まで使っているわけではないと思いますので、1回当たり10分から20分程度使っているというふうに仮定して、およそ概算で考えますと、1日当たりで30分から、多いお子さんで30分から80分程度使われているのではないかとというふうに概算ですが、計算いたしました。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員、よろしいですか。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 私の感覚では、その程度の使用時間で5年から6年で耐用年数が切れるというのは、ちょっと考えにくいです。私はもっと使っているけれども、もっと長くもっていますけれども。パソコンですけれども、私は。感想です。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（仁平正巳君） はい。

○委員長（三澤隆一君） ありがとうございます。

以上で議案第63号について全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

議案第63号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決をいたします。

議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

執行部は退席願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（三澤隆一君）　これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。  
なお、最終日の本委員会の審査結果の報告につきましては、委員長に一任いただきたいと思います。  
また、今定例会の最終日に「閉会中の所管事務調査について」提出をいたします。  
以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

閉　会　午後　1時56分